

行政情報

「放課後学び教室」 学び相談員・学び 支援員の募集

業務内容
小・中学生の放課後自主学習の支援や保護者からの学習相談
勤務時間
4月下旬～平成29年2月末
週1～3回程度(学校の実情によつて異なります)
平日午後3時ごろ～5時ごろ(学校の実情によつて異なります)

対象
市立小・中学校
学び相談員
石巻市および近隣在住の20歳以上の方で教員経験者または学習指導経験者(40人程度)
学び支援員
石巻市および近隣在住の大学生等で小中学生への学習支援可能な方(10人程度)

賃金
時給850円～1,000円
申込期間
4月1日(金)～28日(木)
(以後も随時申込可)
申込方法
電話・FAXまたは直接申し込みください。
申・問
学校教育課(内線5027)
FAX22-5160

固定資産税・都市計画税のお知らせ

課税台帳の閲覧および縦覧帳簿による縦覧
市内に資産(土地・家屋・償却資産)を所有する本人や同居する家族は、4月1日(金)から所有する資産の課税標準額等を閲覧することができます。
また、納税者の方は、本人所有以外の市内に所在する土地や家屋の評価額を4月1日(金)～5月31日(火)の縦覧期間内に縦覧することができます。自分の資産と比較することで、評価の適正さを確認することができます。

◇路線価の公開
宅地の価格評価の基準となる路線価と標準宅地の位置を4月1日(金)から窓口で閲覧できます。また、資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ」で閲覧することもできます。
閲覧・縦覧場所
資産税課・各総合支所市
民生活課・各支所
※路線価については、総合支所は各管内分、各支所は本庁分を備え付けています。

手数料 課税台帳の閲覧 1件につき300円
※縦覧期間中に平成28年度分の課税台帳を閲覧する場合は無料
縦覧帳簿による縦覧無料
※閲覧、縦覧の際は身分証明書をお持ちください。
代理の場合は委任状が必要

要です。(同居の家族の場合の委任状は不要です。また、法人で社員の方が閲覧や縦覧をする場合は代表者の委任状が必要です)

◇証明書の交付時期
平成28年度分の評価証明書は4月1日(金)から、公課証明書は5月2日(月)から交付します。(本庁の交付は市民税課で行います)
問 資産税課
(内線3116・3118・3122)

原子力発電施設 等周辺地域企業 立地支援事業 (F補助金)

昨年4月1日以降、市内に事業所等を新設または増設したことにより、電力会社との契約電力が増加し、かつ雇用者(雇用保険の一般被保険者が3人以上増加した場合、電気料金の一部が補助されます。
※補助対象となるのは、昨年10月1日から本年3月31日までの支払い分です。

対象区域
旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町
募集時期
4月上旬～中旬
※この他にも業種等の要件がありますので、お問い合わせください。
申・問
(一財)電源地域振興センター
03-6372-7307
市産業推進課
(内線3548)

国民健康保険税 の納税通知書 をお届けします

国民健康保険に加入している方には、4月中旬に仮算定分の平成28年度納税通知書(第1期～第3期の暫定賦課)を郵送します。
仮算定額については、平成27年度の保険税を基に算定しています。
なお、平成27年中の所得金額に基づき計算される保険税の納税通知書(第4期～第10期の確定賦課)は、7月中旬に郵送します。
また、本年4月1日(金)以後に加入の届出をされた方には、4月に納税通知書の発送はありません。
※納税通知書が届かない場合はお問い合わせください。

問 保険年金課
(内線2337・2339・2342)
各総合支所市民生活課

国民健康保険加入 の皆さんへ： 簡易申告はお済み ですか？

国民健康保険に加入している世帯は、所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。
世帯主と国保に加入している世帯員の合算所得が基準を下回る場合、保険税が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。
①平成27年中に収入のなかった方(平成27年中の収入が雇用保険等の非課税所得のみの方も含まれます)
②平成27年中に障害・遺族年金を受給していた方

問 市民生活課・各総合支所
(内線2337・2339・2342)

(ただし、国民年金等の受給者は、申告は不要です)
③平成27年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方等

※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分(国保に加入していない世帯主を含む)の申告を済ませている場合は必要ありません。
※国保加入世帯の中に、①～③のいずれかに該当しているにもかかわらず、1人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

申・問 市民生活課・各総合支所
市民生活課・各支所
問 保険年金課
(内線2337・2339・2342)

東日本大震災で 被災された国保 被保険者の皆さんへ 窓口一部負担金 免除継続のお知らせ

次のいずれかに該当する場合は、病院受診時の窓口負担(一部負担金)が免除されます。
①被災証明書が全壊または大規模半壊の方で、世帯主および同一世帯で国民健康保険に加入している方全てが市民税非課税の世帯
②主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯の方で、世帯主および国民健康保険に加入している

問 市民生活課・各総合支所
(内線2337・2339・2342)

方全てが市民税非課税の世帯
免除の期間
4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
※ただし、免除証明書の有効期限は7月31日(日)で、8月1日(月)以降は本年度の所得状況により、あらためて判定します。

※なお、免除要件に該当する方には、3月下旬に証明書を発送しました。
免除要件に該当し、証明書が届かない方は、申請を必要とする場合がありますので、お問い合わせください。
申・問 保険年金課
(内線2343・2344)

**東日本大震災で被災された後期高齢者医療被保険者の皆さんへ
一部負担金免除
終了のお知らせ**
一部負担金の免除は、3月31日(木)で終了しました。
ただし、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等(※1)の被災者の方(※2)については、免除期間が平成29年2月28日までとなります。なお、4月1日(金)以降に窓口負担の免除を受けるためには、有効期限が切れていない免除証明書(※3)を窓口で提示する必要があります。

※1 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点(ホットスポット)
(解除・再編された地域を含む)
※2 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。
※3 免除証明書が届いていない、または紛失した等の場合は、住民票のある市町村の後期高齢者医療担当課へお問い合わせください。
問 県後期高齢者医療広域連合
022-261-1021
市保険年金課
(内線2349)

**東日本大震災で被災された介護
保険被保険者の
皆さんへ**
本年3月31日(木)までの「介護保険利用者負担額免除証明書」をお持ちの方は、4月1日(金)以降も利用料の免除が継続されます。
※新しい免除証明書は3月下旬に発送しました。
免除期間
4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
※ただし、免除証明書の有効期限は7月31日(日)で、8月1日(月)以降は平成27年中の所得状況により、あらためて判定します。
次のいずれかに該当する場合は、利用料が免除されます。
①被災証明書が全壊または大規模半壊の方で、世帯全員が市民税非課税の方
②主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯であった方で世帯全員が市民税非課税の方
※別途確認書類が必要となりますので、お問い合わせください。
この条件に該当している場合は申請が必要となります。
手続きに必要なもの
・被保険者証

印かん
免除対象となることを確認できる書類(り災証明書、非課税証明書等)
※代理の方が手続きを行う場合には、身分証明書を必ず持参してください。
申・問 介護保険課
(内線2439・2442)
各総合支所保健福祉課

地域の「コミュニティづくり」を支援しています

町内会や仮設住宅団地の自治会等住民主体によるコミュニティづくりを推進するために開催する交流イベント等に活用できる「コミュニティづくり支援補助金」の対象事業(講演会、清掃作業、植栽事業、お祭り等)を募集しています。
補助金額
一団体・年10万円を限度として補助
対象団体
市内に設立されている町内会や仮設住宅団地の自治会組織等の住民自治組織
期間・締切
随時募集します。(年度内に事業が完了すること)
申請方法
備え付けの交付申請書類に必要事項を記入の上、持参願います。
申・問 地域協働課
(内線4236)
各総合支所地域振興課
各支所

東日本大震災で被災された介護保険被保険者の皆さんへ
本年3月31日(木)までの「介護保険利用者負担額免除証明書」をお持ちの方は、4月1日(金)以降も利用料の免除が継続されます。
※新しい免除証明書は3月下旬に発送しました。
免除期間
4月1日(金)～平成29年3月31日(金)
※ただし、免除証明書の有効期限は7月31日(日)で、8月1日(月)以降は平成27年中の所得状況により、あらためて判定します。
次のいずれかに該当する場合は、利用料が免除されます。
①被災証明書が全壊または大規模半壊の方で、世帯全員が市民税非課税の方
②主たる生計維持者が死亡または行方不明の世帯であった方で世帯全員が市民税非課税の方
※別途確認書類が必要となりますので、お問い合わせください。
この条件に該当している場合は申請が必要となります。
手続きに必要なもの
・被保険者証

行政情報

今月は児童扶養手当の支給月です

児童扶養手当受給者で全部支給者および一部支給者について、12月～3月までの4カ月分を4月11日(月)に指定の口座へ振り込みます。
平成28年4月から児童扶養手当および特別児童扶養手当の手当額が改定されます。

国の制度改正に基づき、次のとおり改正されます。

○児童扶養手当額(月額)

	平成28年3月まで	平成28年4月以降
全部支給	42,000円	42,330円
一部支給	所得に応じて 41,990円～9,910円の範囲で決定	所得に応じて 42,320円～9,990円の範囲で決定

※第2子加算5,000円、第3子加算3,000円は変更ありません。

○特別児童扶養手当額(月額)

	平成28年3月まで	平成28年4月以降
1級	51,100円	51,500円
2級	34,030円	34,300円

※4月に支給される手当(平成27年12月分～平成28年3月分)は、従来の額で支給されます。

問 子育て支援課

(内線2512・2513)
各総合支所保健福祉課

上下水道の手続きはお早め

◇転出する方
「水道使用水量等のお知らせ(検針票)」をご覧の上、早めに水道企業団お客さまセンターへ連絡してください。

◇転入した方

ポスト・玄関に入っている「水道をご利用されるお客様へ」の「お客様番号」を確認の上、使用開始の5日前までに水道企業団お客さまセンターへ連絡してください。

なお、水道料金と下水道使用料は、合算で請求を行っています。

申・問

水道企業団お客さまセンター(受託事業者石巻地方水道サービス共同企業体)
☎9614955
(土日・祝日を除く)

問 市下水道管理課

(内線5694)
各総合支所地域振興課

買物支援対策助成金

離半島部等における買物の利便性向上を図るため「買物支援対策事業」を実施する住民団体等に対して、事業に要する経費の一部を助成します。

対象団体

市内に設立されている住民団体等(町内会、婦人会、NPO・ボランティア団体等)

対象事業

離半島部等の買物困難地域において、日常生活に必要な物資の注文を取りまとめ、一括購入の上、注文物資を個別に配達する事業

対象経費

買物支援対策事業に係る一括購入に要する運賃相当額のうち、次の経費

①交通運賃(公共交通による運賃実費)

②自動車燃料代(自家用車を利用した場合の燃料代として1kmにつき37円)

申請方法

交付申請書類に必要事項を記入の上、申請してください。※募集要領や申請書類等はホームページからダウンロードできます。

申請期間

4月1日(金)～5月2日(月)

申・問 包括ケア推進室

☎9815518
河北・雄勝・北上・牡鹿各総合支所保健福祉課
茨浜支所

防災証明書・被災証明書の再発行窓口開設時間を変更します

変更後の開設時間
午前8時30分～午後4時
と
市役所5階市民サロン
なお、東日本大震災に係る被災証明書・被災証明書の新規発行は終了しています。

問 資産税課

(内線3112・5946)

防災ラジオの販売会

と
①4月13日(水)
午後1時30分～4時30分

②4月26日(火)
午前9時～11時30分

と
①②ともに市役所4階例会室
販売対象、金額等は市報3月1日号またはホームページをご覧ください。

※住所の確認できる身分証明書をお持ちください。
防災ラジオのテスト放送
4月11日(月)午後3時ごろ

問 防災推進課

(内線4173)

福島第一原子力発電所事故による放射線の影響

放射線量の測定をしています。期間中の測定の結果、空間放射線量は健康に影響を与えないレベルではありませんでした。測定は今後も定期的に行っていきます。

(単位:マイクロシーベルト/時)

測定箇所	測定結果	測定期間
市役所北出入り口前	0.05～0.07	2/1～2/16
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園(敷地)	0.05～0.09	2/2～2/24
公共施設等(ホットスポット調査)	0.05～0.11	2/2～2/24
牡鹿地区集落	0.05～0.19	2/2～2/16

■空間放射線量の測定結果

測定箇所	測定結果	測定期間
市役所北出入り口前	0.05～0.07	2/1～2/16
市立保育所、私立幼稚園、私立保育園(敷地)	0.05～0.09	2/2～2/24
公共施設等(ホットスポット調査)	0.05～0.11	2/2～2/24
牡鹿地区集落	0.05～0.19	2/2～2/16

※市民持ち込みによる食品等の放射性物質の簡易検査および空間放射線簡易測定器の貸し出しを無料で

問 環境放射線対策室

(内線3366)

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに!! 4月5日(火)から狂犬病予防注射(集合注射)が始まります!

登録している方には、3月下旬に実施通知(はがき)を郵送していますので、必ずはがき持参の上、お近くの会場においでください。(登録しているのはがきが届いていない方は、お問い合わせください)

また、新たに犬を飼われた方、まだ登録をしていない方でも、会場で登録して同時に注射ができますので、初めに必ず登録してください。

なお、集合注射で接種できるのは、「石巻市」に登録のある犬に限ります。他市町村から転入・譲渡され手続きがまだの方は、登録事項変更届が必要となります。

※期間中に登録または注射を受けることができない方は、個別に動物病院等で行ってください。その際は、登録料・注射料のほかに診察料等が加算されます。また、犬の体調が不安定な場合は、獣医師とご相談ください。

◆料金3,020円(注射料2,470円、注射済票交付手数料550円)

※未登録の方 3,020円のほかに、登録料3,000円が加算されます。

問 環境課(内線3364・3363)・各総合支所市民生活課

日程	地区	受付会場	時間
5日(火)	稲井(一部)住吉	南境生活センター	9:00～9:30
		仮設大橋団地駐車場(消防本部側)	9:45～10:30
6日(水)	中央山下金大街道	北上公園(中里)	10:45～11:30
		寿楽荘前駐車場	8:45～9:00
		禅昌寺駐車場	9:15～9:45
7日(木)	稲井	山下屋内運動場専用駐車場	10:00～10:45
		五番谷地公園	11:00～11:15
		三ツ股三角ちびっこ広場	11:30～11:45
		裏沢田集会所	9:00～9:15
8日(金)	蛇田 湊	稲井公民館駐車場	9:30～10:00
		八津会館	10:15～10:30
		吉祥寺駐車場	10:45～11:00
10日(日)	休日対応日	内原集落センター	11:15～11:30
		石巻合同庁舎(東中里)駐車場	13:30～15:00
11日(月)	渡波	黄金浜会館	9:00～9:45
		渡波公民館駐車場	10:00～10:45
		祝田(石巻市消防団第9分団前)	11:00～11:15
12日(火)	蛇田	うしお荘	11:30～12:15
		新下沼公園	9:00～9:15
		高玉神社	9:30～10:15
13日(水)	大谷地	裏区会館	10:30～10:45
		向陽地区コミュニティセンター	11:00～11:45
		大森公民館前	8:45～9:00
		東福田農事集会所前	9:05～9:20
		北境老人憩の家前	9:25～9:35
		沢田老人憩の家前	9:45～10:00
		仮設河北三反走団地	10:05～10:15
		鶴家公民館前	10:20～10:35
		五十五人生活センター前	10:40～10:50
		本地老人憩の家前	11:00～11:15
大吉野福祉センター前	11:20～11:35		
後谷地老人憩の家前	11:40～11:55		

日程	地区	受付会場	時間
14日(木)	飯野川	中野林業センター前	8:45～9:00
		馬鞍老人憩の家前	9:05～9:20
		血貝老人憩の家前	9:25～9:40
		中島生活センター前	9:45～10:00
		JAIいしのまき相野谷低温倉庫前	10:05～10:20
		河北総合支所駐車場	10:25～11:00
15日(金)	大川	川の上構造改善センター前	11:05～11:20
		仮設追波川多目的団地	11:25～11:35
		大須集会所	8:40～8:50
19日(火)	鹿又	原消防ポンプ小屋前	9:20～9:30
		入釜谷生活センター前	9:40～9:50
		原生活センター前	10:00～10:15
		谷地公民館前	10:20～10:35
20日(水)	須江 広瀨	福地林業者生活改善センター前	10:45～11:00
		三輪田中老人憩の家前	11:10～11:25
		辻堂生活センター前	11:35～11:50
		中山会館	9:00～9:10
		上谷地親交会館	9:15～9:25
		谷地中老人憩の家	9:35～9:45
21日(木)	北村 広瀨	三軒谷地老人憩の家	9:55～10:05
		曾波神多目的研修センター	10:15～10:25
		本町コミュニティセンター	10:35～10:50
		道の生活センター	11:00～11:15
		鹿又農業研修センター	11:25～11:40
		梅木ふれあいセンター	11:50～12:00
25日(月)	大谷地	糠塚生活センター	9:00～9:10
		須江農村定住センター	9:20～9:35
		しらさぎ台コミュニティセンター	9:45～10:05
		山根中坪転作推進集落センター	10:15～10:30
		柏木ふれあいセンター	10:40～10:55
		広瀨町下コミュニティセンター	11:05～11:20
26日(火)	網地	広瀨農業担い手センター	11:30～11:45
		中沢公会堂	9:00～9:10
		朝日会館	9:20～9:30
大番所生活改善センター	9:40～9:50		

日程	地区	受付会場	時間
21日(木)	北村 広瀨	青木多目的研修センター	10:00～10:15
		新田公会堂	10:25～10:40
		北村農村交流センター	10:50～11:05
		小崎生活センター	11:15～11:25
		箱清水老人憩の家	11:35～11:45
		筈入あすなろ館	9:00～9:15
22日(金)	和瀨 前谷地	和瀨地区コミュニティセンター	9:25～9:40
		和瀨山根ふれあいセンター	9:50～10:00
		山崎公益堂	10:10～10:20
		定川会館	10:30～10:45
26日(火)	太田	根方公益堂	10:55～11:10
		河南総合支所	11:20～12:00
		桃生文化交流会館駐車場	9:00～9:30
		檜崎 JAせれもニーホール桃生構内(檜崎)	9:45～10:05
		永井・倉坪・牛田・深山	10:20～10:50
		寺崎 寺崎担い手センター館庭	11:05～11:30
27日(水)	高須賀	高須賀定住センター駐車場	9:00～9:30
		給入町・神取	9:45～10:15
		新田 新田二部落集落センター館庭	10:30～10:50
19日(火)	北山	中津山・城内	11:10～11:50
		橋浦大須・行人前	9:00～9:15
		橋浦本地	9:25～9:40
		長尾 長尾生活センター	9:45～10:00
25日(月)	大谷地	中原地区チェーン着脱所	10:05～10:20
		吉浜 吉浜公民館前	10:30～10:40
		相川 大指林業センター前	11:00～11:15
		十八成 十八成老人憩の家前	9:30～9:40
		大原・小瀧・給分・小網倉	10:00～10:20
		谷川・泊・大谷川・鮫浦	10:30～10:50
26日(火)	網地	寄磯・前網	11:10～11:25
		茨浜 仮設茨浜支所前	9:45～9:55
		鮎川・新山 旧牡鹿公民館駐車場	10:20～10:50
長渡 網地島ライン発着所(長渡)	12:10～12:20		
網地 網地島ライン発着所(網地)	12:35～12:45		

※上記日程のどの会場でも受付します。会場、時間を間違えないよう、よくご確認ください。
※会場にはたくさんのワンちゃんが集まります。首輪が抜けやすいよう確認し、リードを必ず付けてください。また、フンの始末は飼い主が責任を持って行ってください。
※石巻地区の日程に「休日対応日」を設けています。どの地区の方でも受けることができますので、平日最寄り会場での接種が難しい方は、ご利用ください。

口座振替の再振替を開始します

4月から次の税目等について残高不足等のため振替納付できなかった場合は、再振替を行います(一部金融機関を除く)。

対象税目等

固定資産税、市県民税(普通徴収)、軽自動車税、国民健康保険税、公共下水道受益者負担金

ただし、再振替の期日までに延滞金が発生する場合は、再振替を行わずに納付書を郵送しますので、市税を納付することが出来る金融機関にて納付してください。

再振替日は、振替日の翌月(振替日が月初めの場合はその月)の15日を予定しています(土日・祝日の場合はその翌日)。

なお、再度振替不能となった場合には、口座振替不能通知書兼督促状を郵送しますので、記載されている納付窓口でお支払いください。

※振替日の前には残高不足とならないようご注意ください。

納税課(内線3135)

ごみの出し方の変更点

◇雑紙(ごみがみ)類の出し方が増えました

これまでの黄色の文字で書かれた専用収集袋のほか紙袋や、紙ひもでしばって出せるようになりました。

紙袋で出す場合は、マジック等で「ごみがみ」と書いて取っ手で袋の口をしぼるか、紙ひもでしばってください。

また、紙ひもで出す場合は、雑紙類を重ねて、十字に

しばってください。

◇古着・布類が資源物として出せるようになりました

これまでは、「薄手のめん製品」70%以上のものだけを布ごみ類の資源物として回収していましたが、4月から古着・布類も資源物として出すことができるようになりました。(ただし、汚れた服やわた入りのものを除く)古着等は、リユース衣類として再利用されますので、ボタン等を取らずに指定ごみ袋に入れて出してください。

出せる日は、「古着・布類」の日です。

詳しくは、28年度ごみカレンダーまたはホームページをご覧ください。

廃棄物対策課

(内線3373・3374)

冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・パソコンは市では、回収できません

家電製品の処分については、家電小売店または廃棄物処理の許可業者へ処分を依頼するか、郵便局でリサイクル料金を支払い自分で指定取引場所へ運搬することになります。

※リサイクル料金は部のメーカーの製品は左記の料金と異なる場合があります。

冷蔵庫 冷凍庫
17リットル以上4、644円
17リットル以下3、672円

テレビ
16インチ以上2、916円
15インチ以下1、836円

洗濯機 衣類乾燥機
2、484円
エアコン 1、404円

指定引取場所

齋武商店(三河町7-4)
☎93-5111

日本通運 仙北支店
(中島町17-5)
☎95-2111

(郵便振替手数料30円)
家庭用パソコンの処分については、パソコンの製造元にお問い合わせください。

なお、自作パソコンについては、左記にお問い合わせください。

☎03-5282-1768
FAX 03-3233-1609
URL <http://www.pc3r.jp/>
市廃棄物対策課
(内線3375・3376)

市民相談センター

《子どものスマホトラブルを防ぐ》

子どもによるスマホ(スマートフォン)のトラブルが増加しています。

子どもが親のカードでオンラインゲームのアイテムを多数購入し、後日、高額な請求が届いたという事例や、子どもがアダルトサイトを探索中にワンクリック詐欺に遭った等さまざまな問題が発生しています。

スマホの安全な利用のために、大人はフィルタリングサービスやウイルス対策ソフトを入れる等のセキュリティ対策を講じ、子どもに与える前に、使い方のルールを家族でよく話し合ってください。

《弁護士による無料法律相談》
日程等は「4月の相談あんない」をご覧ください。

☎23-5040
市民相談センター

4月の相談あんない

行政

●行政書士相談(要予約) 相続・許認可相談ほか
18日(月) 午前10時～午後3時 市役所2階相談室A・B
☎22-8471

●行政相談
5日(火) 午前10時～正午 桃生総合支所2階会議室
13日(水) 午後1時～3時 石巻中央公民館楽屋
13日(水) 午後1時～3時30分 河南総合支所第2庁舎
15日(金) 午前10時～午後3時 河北総合支所

子ども

●県東部児童相談所(石巻合同庁舎) 18歳未満の子どもに関する相談
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く) ☎95-1121

●子育てに関する相談(子育て支援センター)
午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎94-2366

介護

●各地域包括支援センター ※ ()内は担当地区
中央(石巻・中央) ☎21-5171 河北(河北) ☎61-1252
稲井(稲井・住吉) ☎93-8166 雄勝(雄勝) ☎61-3732
蛇田(蛇田) ☎92-7355 河南(河南) ☎86-5501
山下(山下・釜・大街道) ☎96-2010 ものう(桃生) ☎76-5581
渡波(渡波・荻浜) ☎25-3771 北上(北上) ☎61-7023
湊(湊) ☎90-3146 牡鹿(牡鹿) ☎44-1652

交通事故

●県交通事故相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)
午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く) ☎95-1411(内線241)

●交通事故に伴う自動車保険請求相談(そんぼADRセンター東北)
午前9時15分～午後5時(土日・祝日を除く) ☎0570-022808

暮らし

●市民相談センター(市役所2階)
・市民生活相談 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)
市民相談(内線2532) 家庭児童相談(内線2534)
・少年相談(内線2533) 午前9時～午後5時(月・水・木・金曜日)
・消費生活相談 ☎23-5040 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

●弁護士による無料法律相談(内線2532・2533)
12日(火) かもめ法律事務所 中尾弁護士
26日(火) あおぞら総合法律事務所 小川弁護士
午前10時30分～午後4時
定員 1日9人[先着] 電話予約受付開始 1日(金) 午前9時

●虐待防止センター(市役所2階)
・児童、高齢者、障害者の各種虐待相談およびDV相談(内線2535・2538・2539・2543) ☎23-6614(直通) 午前8時30分～午後5時(土日・祝日を除く)

●女性のための面接相談(市役所2階相談室B)
とき 6日(水)・20日(水) 午前10時30分、午後1時、2時30分
定員 1日3人[先着]
担当 田口 京子(ウィメンズカウンセリングいずみ/日本フェミニストカウンセリング学会認定カウンセラー)

☎22-4233

●物忘れ相談(包括ケアセンター)

・認知症全般に関する相談
とき 5日(火)
定員 午前午後各2件[先着] ※要予約
☎2437

●法律(弁護士)相談

・仙台弁護士会石巻法律相談センター(石巻駅前ビル4階 穀町12-18)
午後1時30分～4時30分 月～金曜日(祝日を除く)
午前10時30分～午後4時30分 日曜日(祝日を除く)
震災時被災3県に在住の方は刑事事件・法人を除き全て無料です。

☎022-223-2383
(受付 午前10時～午後5時[先着] 土日・祝日を除く)
※当日の相談予約・キャンセルは直接石巻法律相談センターへ
午前10時～午後3時 ☎23-5451

●県政に関する相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)
午前8時30分～午後4時45分(土日・祝日を除く) ☎95-1411(内線241)

●県消費生活相談(石巻合同庁舎3階県民サービスセンター)
午前9時～午後4時(土日・祝日を除く) ☎93-5700

●震災に関する裁判所の手続き案内(仙台家庭・簡易裁判所)
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く) ☎022-745-6090

●無料人権相談
1日(金) 午前10時～午後3時 市役所2階相談室A・B
5日(火) 午前10時～午後3時 桃生総合支所2階会議室
6日(水) 午前10時～午後3時 雄勝総合支所仮庁舎
7日(木) 午前10時～午後3時 牡鹿総合支所

☎22-6188

●農家相談(河北総合支所3階会議室)
18日(月) 受付開始 午後1時30分
詳細については、事前にお問い合わせください。
※農地法許可申請受付期間 6日(水)～11日(月)

☎62-4826

●年金に関する相談(石巻年金事務所)
・毎週月曜日(休日のときは翌日)は相談時間を午後7時まで延長します。
・休日年金相談 9日(土) 午前9時30分～午後4時 ☎22-5115